

九 事業主側

事業主側ハ各支店ヨリ應接ヲ求メテ二十四日ノ朝刊配達ヲ了シクルカ態度強硬ニシテ二十四日夕書ヲ以テ二十五日中ニ復歸セサル者ハ退店者ト見做ス一旨ヲ通告セリ  
尚従業員ノ言ニ依レハ衆樂社ハ月給ニ十五円其他ノ給與薄ク他店ノ月給ニイテ八円乃至三十円ニ比スレハ待遇劣悪ナリト謂フ

十 新宿支店員ノ行動

本社新宿支店(主任川窪八十人)従業員(全員十四名)ハ本社側ト呼應シニ十三日別紙(三)嘆願書及別紙(四)要求書ヲ提出シタルニ川窪ハ嘆願書ノ分ハ即時答認シタルカ要求書ノ分ハ全部拒絶シテ後従業員ハ平靜ニ従業セリ  
右及申(通)報候也

別紙(一)

要 求 書

- 一 衆樂社親睦會ヲ即時公認スルコト
- 二 給料一ヶ月ニ付テ全金参用也ヲ植上スルコト
- 三 使用人ノ不當解雇ヲセザルコト
- 四 祖レ本会ニ於テ審議ノ上是認シタル場合ヲ除ク  
退職手当支給ヲ左ノ規定ニヨリ致ケルコト  
規定——従業員在店期間ヲ一期トシテ一期ニ付テ一全四円ヲ支給スルコト

五 諸君勸誘八年三回以下トシ絶対強請セザルコト  
六 使用人病氣ニ対スル相當義務ヲ果スコト

(一) 職務上ニ於ケル身体損傷ニ對シテハ治療費、金額及休業中ノ食費ヲ給與スルコト

(二) 單ナル疾病ニ對シテハ治療費、金額及休業中ノ食費ヲ給與スルコト

別紙(二)

要 求 書

一 維持費ヲ三回トスルコト

(一) 増収料ヲ一割ニ付テ二十円トスルコト

(二) 減収料ヲ一割ニ付テ十円トスルコト